

## 柏市サービス付き高齢者向け住宅事業事務取扱要領

制定 平成29年5月15日

施行 平成29年5月15日

### (目的)

第1条 この要領は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）第三章の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の事務等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (事前協議)

第2条 法第5条第1項の規定によるサービス付き高齢者向け住宅事業の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長と事前協議を行わなければならない。

2 事前協議においては、登録しようとする住宅の建築基準法上の用途、有料老人ホームの該当性、状況把握サービス及び生活相談サービスに従事する者が常駐する施設等の位置並びに法第7条第1項第1号及び第2号の登録基準への適合状況を確認するものとする。

3 申請者がサービス付き高齢者向け住宅を建築しようとする場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による建築確認申請の前までに、事前協議を行わなければならない。

4 申請者が施設を活用し、その建物を改修することによりサービス付き高齢者向け住宅としての用途に変更しようとする場合は、建築基準法第87条の規定による用途の変更を申請する前までに、事前協議を行わなければならない。

5 事前協議にあたっては、サービス付き高齢者向け住宅事業事前協議申出書（第1号様式）を柏市都市部住宅政策課（以下「住宅政策課」という。）に提出するものとする。

6 事前協議に添付する図書は、計画建物の位置を示した附近見取

り図（半径500m程度）、建物の計画概要が分かる略図等とする。

（事前協議完了通知）

第3条 市長は、前条の事前協議の結果、サービス付き高齢者向け住宅事業の計画内容が法第7条第1項第1号及び第2号の登録の基準に照らし適合していると認めた場合は、申請者にサービス付き高齢者向け住宅事業事前協議完了通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 申請者は、事前協議完了後に計画内容を変更する場合は、改めて第2条による事前協議を行わなければならない。

（登録の申請）

第4条 法第6条の登録の申請は、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号。以下「共同省令」という。）第4条に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書（別記様式第一号）により行うものとする。

2 前項の申請書には、入居契約に係る約款、共同省令第7条第1項に定める書類及びサービス付き高齢者向け住宅登録（新規・更新）申請書類確認票を添付しなければならない。なお、第7条第1項ただし書きの規定により同項第1号から5号までに掲げる書類の添付を省略する場合は、申請書にその旨を記載するものとする。

3 第1項の申請書及び第2項の添付書類の提出部数は、正本1部とし（副本の必要がある申請者は副本1部も準備する）、住宅政策課に持参、郵送又は電磁的方法のいずれかにより提出するものとする。なお、登録の更新申請は、登録の有効期限の2か月前までに行うものとする。

（登録拒否要件該当の照会）

第5条 市長は、申請者が法第8条第1項第4号及び第6号から第8号まで（同項第4号に該当する場合に限る。）又は第9号の登

録拒否要件に該当するか否かを確認するため必要があるときは、  
「サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る暴力団排除の推進について」（令和元年11月1日付け老高発1101第2号、国住心第197号厚生労働省老健局高齢者支援課長、国土交通省住宅局安心居住推進課長通知）に基づき、照会を行うものとする。

（登録等の通知）

第6条 市長は、第4条の登録申請が法第7条第1項の登録基準に適合すると認めるときは、法第8条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、その登録をするものとする。

2 法第7条第3項の規定による通知は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録通知書（第3号様式）により行うものとする。

3 市長は、第4条の登録申請が登録基準に適合しないと認めるときは、その旨をサービス付き高齢者向け住宅事業登録基準不適合通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（登録の拒否）

第7条 市長は、法第8条第1項の規定により登録の拒否をしたときは、サービス付き高齢者向け住宅事業登録拒否通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（登録事項等の変更）

第8条 法第9条第1項の規定による登録事項の変更の届出は、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録事項等変更届出書（共同省令別記様式第二号）及び共同省令第16条第2項に定める添付書類を提出するものとする。

2 前項の届出書及び添付書類の提出部数は、正本1部とし（副本の必要がある申請者は副本1部も準備する）、変更があったその日から30日以内に住宅政策課に持参、郵送又は電磁的方法のいずれかにより提出するものとする。

（登録簿）

第9条 法第7条第2項に規定するサービス付き高齢者向け住宅登

録簿は、法第6条第1項各号に掲げる登録事項、登録年月日及び登録番号について、電子計算機により処理される電磁的記録を紙面に出力した帳票とする。

2 法第10条の規定による登録簿の閲覧は、前項の紙面により行うほか、閲覧者の希望により電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録された登録事項を入出力装置の映像面に表示する方法により行うことができる。

#### (地位の承継)

第10条 法第11条第3項の規定による地位の承継の届出は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録事業者地位承継届出書（第6号様式）により行うものとする。

#### (廃業等の届出)

第11条 法第12条第1項又は第2項の規定による廃業等の届出は、サービス付き高齢者向け住宅事業廃業等届出書（第7号様式）により行うものとする。

#### (登録の抹消)

第12条 法第13条第1項第1号の規定による登録の抹消は、サービス付き高齢者向け住宅事業登録抹消申請書（第8号様式）により行うものとする。

#### (入居開始の報告)

第13条 登録事業者又は法第24条第1項に規定する管理等受託者（以下「登録事業者等」という。）は、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る入居を開始したときは、入居開始から30日以内にサービス付き高齢者向け住宅事業入居開始報告書（第9号様式）により報告するものとする。

#### (定期報告)

第14条 登録事業者等は、毎年7月1日現在のサービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録状況について、法第24条第1項の規

定により，毎年7月末日までにサービス付き高齢者向け住宅事業定期報告書（第10号様式）により市長に報告するものとする。

- 2 市長は，登録事業者等に前項の規定による報告を求めるときは，サービス付き高齢者向け住宅事業定期報告通知書（第11号様式）により通知するものとする。

#### （事故報告）

- 第15条 登録事業者等は，サービス付き高齢者向け住宅において重大な事故又は災害等が発生した場合には，法第24条第1項の規定により，直ちにサービス付き高齢者向け住宅事業事故（災害）報告書（第12号様式）により報告するものとする。

#### （検査）

- 第16条 市長は，法第24条第1項の規定による立入検査を行うときは，あらかじめ登録事業者等に対し，立入検査の日時，検査内容及び立入検査に必要な書類等をサービス付き高齢者向け住宅事業立入検査通知書（第13号様式）により通知するものとする。
- 2 市長は，登録事業者等に前項による立入検査の結果をサービス付き高齢者向け住宅事業立入検査結果通知書（第14号様式）により通知するものとする。

#### （指示）

- 第17条 市長は，登録事業者に法第25条第1項から第3項までの規定により指示するときは，サービス付き高齢者向け住宅事業指示書（第15号様式）により通知するものとする。
- 2 登録事業者は，法第25条第1項の規定により指示されたときは，第8条により登録事項等を変更するものとする。
  - 3 登録事業者は，法第25条第2項又は第3項の規定により指示されたときは，サービス付き高齢者向け住宅事業措置報告書（第16号様式）により報告するものとする。

#### （登録の取消し）

- 第18条 市長は，法第26条第1項又は第2項の規定により登録

を取消したときは，サービス付き高齢者向け住宅事業登録取消通知書（第17号様式）により，登録事業者であった者に通知するものとする。

（その他）

第19条 この要領に定めるもののほか，この要領の施行について必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は，平成29年5月15日から施行する。

附 則

この要領は，令和2年4月10日から施行する。

附 則

この要領は，令和2年12月23日から施行する。

附 則

この要領は，令和7年3月6日から施行する。